

法学研究科国際関係法学専攻の開設に寄せて

私共の法学部（法律学科）が開設されましたのは三〇年ほど以前のことになりますが、学部完成後ほどなく一九七四年に、法学研究科（法学専攻）を設けることができました。その後の二五年間に、修士課程ではいわゆる高度の職業人の養成を行い、博士課程では幾人かの課程博士を出し研究者を育ててまいりました。決して誇れるほどのものではありませんが、実社会と学界に微力ながら貢献してきたのではないかと思っております。

この四月に、国際関係法学専攻（修士課程）を、国際関係法学科（一九九四年開設）の完成に引き続いて、設置することができましたのは、多くの方々の御理解と御協力によるものでございます。時代の流れに沿ったものとはいえ、新しい領域での大学院ですし、開設に踏み切るに当たっては、何がしかの不安もあったのですが、幸い意欲ある大学院生をこの新専攻に迎えることができました。これからの国際化の時代にあった高度の専門的人材の育成に多少なりとも資することができればと願っております。

なお、ご参考までに、一九九八年度の常勤スタッフとその開講科目をつけさせていただきます。

法学研究科長

中 村 宏

一九九八年七月